

4/1~ 国保の保険証が個人カード化されます

高齢受給者証 (70歳以上)



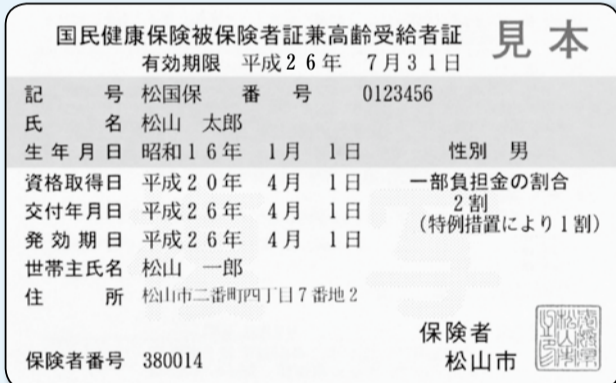
国民健康保険被保険者証



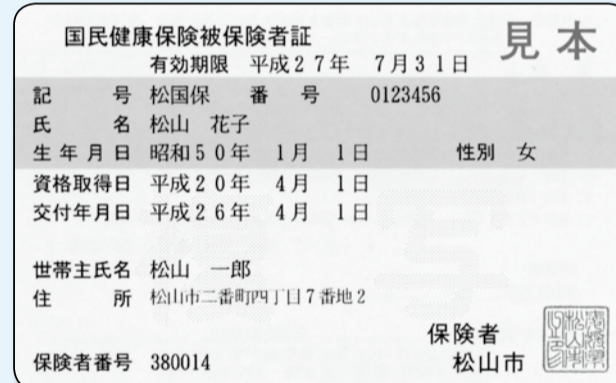
現在の保険証(世帯で1枚)

4月1日から、1人につき1枚の個人証(カード)になります(70歳以上の人は高齢受給者証と保険証が一体化します)。個人証になると、家族が同時に別々の医療機関で受診することもできるようになります(遠隔地申請も不要になります)。

国民健康保険被保険者証 兼 高齢受給者証 (70歳以上)



国民健康保険被保険者証 (70歳未満)



新しい保険証(1人1枚)

新しい保険証は、3月下旬に世帯主宛てに世帯全員分を同封して送ります。受け取ったらすぐに住所や氏名などを確認してください。古い保険証や高齢受給者証は、小さく切って処分してください。また平成27年度から、保険証の更新月が8月になります。

または

口座振替の申し込み方法

国保・年金課(市役所別館3階)・支所・市内全ての金融機関で手続きができます。**【用意するもの】** 届け出印、通帳番号が分かるもの、保険証

下記お問い合わせ先まで、ご連絡ください。ご自宅に「口座振替申し込みはがき」を郵送します。届いたはがきに必要事項を記入・押印し、郵送してください。

保険料の納付は口座振替で!

保険料の納付は安心・便利な口座振替をお勧めしています。5月20日(火)(必着)までに申し込むと、平成26年度第1期分(6月期)から保険料の口座振替が開始されます。

平成25年中に所得がなかった人も申告を

保険料は前年中の所得に基づいて計算します。平成25年中に所得がなく税の申告の必要がない人も「国民健康保険料所得申告書」を提出してください。

- 【申告が必要な人】
 - 世帯主(国保に加入していない世帯主も含む)
 - 国保加入者
 - 後期高齢者医療被加入者(同世帯に国保加入者がいる場合)
 - ※勤務先で年末調整済みの人は除く
- 【申告場所】
 - 国保・年金課(市役所別館3階)・支所、出張所
 - ※申し出により郵送でも受け付けます

お問い合わせは、国保の手続き=資格担当☎948-6363、保険料の納付・相談=収納担当☎948-6368、口座振替の申し込み=総務担当☎948-6376、所得の申告や保険料の計算=賦課担当☎948-6365、保険給付=給付担当☎948-6361、ジェネリック医薬品=医療制度担当☎948-6375・☎共通34-2631へ

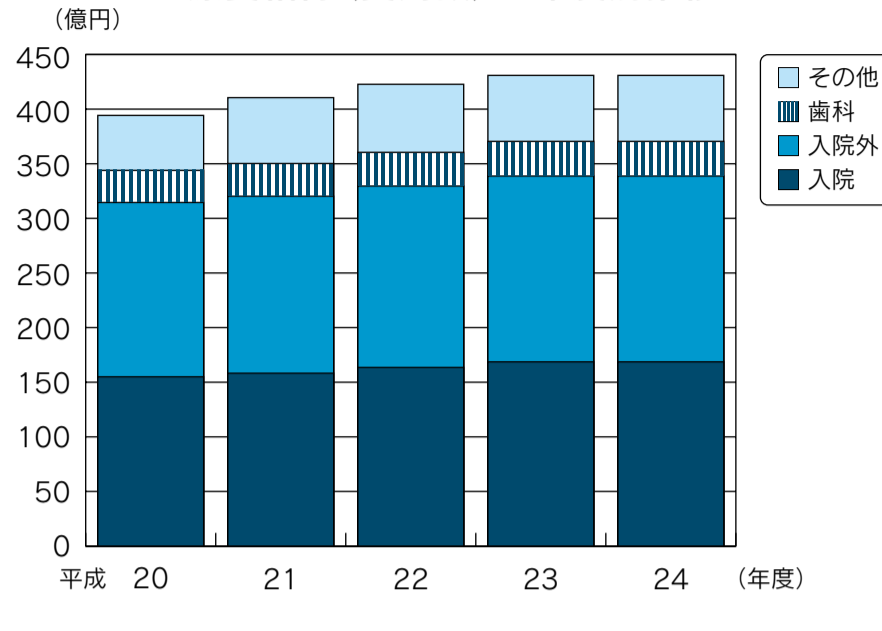
保険証をお持ちですか?

日本に住んでいる全ての人が公的な医療保険に加入し、誰もが保険証を持つことが出来るように法律で定められています。会社を退職し、会社の保険の資格がなくなれば、国保に加入することになります。国保に加入するには届け出が必要です。また他の保険に加入した場合も国保をやる届け出が必要で、届け出が遅れると保険料を重に支払ったり、医療費の返還を求められたりすることがあります。下表を参照し必ず手続きをお願いします。※国保への加入は、健康保険などの資格を喪失した日が取得日となり、最大2年間までさかのぼります。

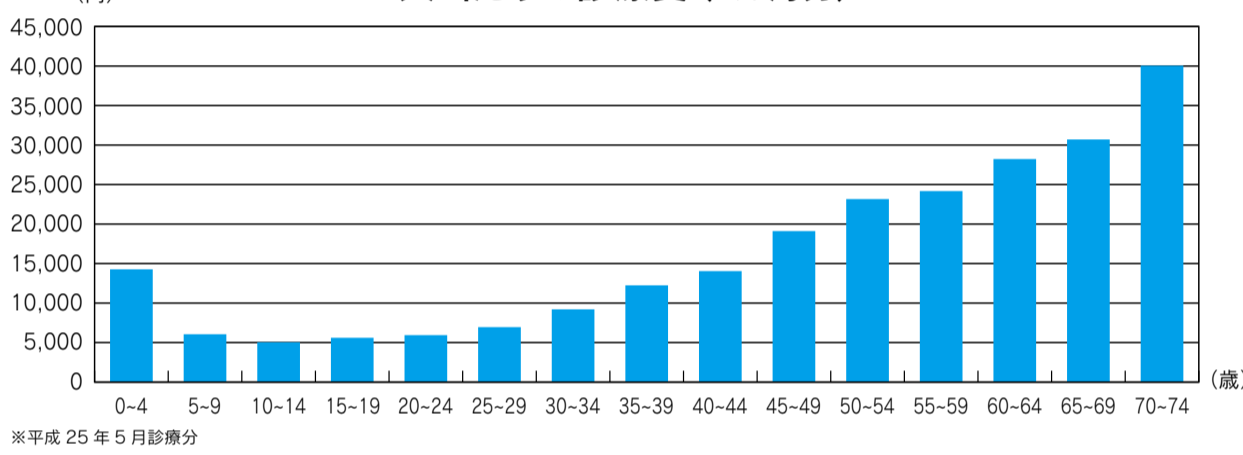
【こんなときは14日以内に届け出を】

こんなときは	必要なものなど
国保に入る	他の健康保険(健保)をやめた 健康の喪失証明書 他市区町村から転入してきた ※転入届け出後 生活保護を受けなくなった 生活保護廃止決定通知書 子どもが生まれた 保険証、母子手帳 ※出生届け出後 国保に加入した 国保と健保の保険証 他市区町村へ転出する 保険証 ※住民異動届け出時に併せて 生活保護を受けることになった 保険証、生活保護開始決定通知書 死亡した 保険証 ※死亡届け出後
国保をやめる	退職者医療制度に該当した 保険証、年金証書 住所、世帯主、氏名などが変わった 保険証 ※住民異動届け出時に併せて 世帯を分けたり、合併したりした 保険証 ※住民異動届け出時に併せて 保険証をなくしたり、 使えなくなった 汚れて使えなくなったりした 顔写真付き住基カードなど本人確認ができるもの 修学のため、他市区町村へ住民票を異動する 保険証、在学証明書 ※転出届け出後

療養給付(費用額)の年度別推移



1人当たりの診療費(1カ月分)



知っていますか ジェネリック医薬品



医師が処方する薬には、新薬である先発医薬品の他に、先発医薬品の特許期間が終了した後に販売されるジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。

ジェネリック医薬品とは、薬の有効性や安全性はすでに認められたもので、先発医薬品と薬の主な成分が同じなので、効能・効果に変わりはありません。

先発医薬品より安価な価格が設定されています。

開発や研究にかかる時間・費用が少ないので、経済的です。

ジェネリック医薬品を希望するときは、まずは医師・薬剤師に相談しましょう。全ての医薬品にジェネリック医薬品が存在するわけではなく、治療内容によっては適さない場合もあります。希望するときは「ジェネリック医薬品希望カード」(国保・年金課にあり)を提示して意思を伝える方法もあります。

国保で受けられる給付

医療費が高くなったら	月の初めから月末までの1カ月間に、医療機関(入院・外来・歯科)や調剤薬局に支払った額が一定の自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が市への申請により支給されます。また医療費が高額になると予想される場合は、あらかじめ市へ申請して、限度額適用認定証などの交付を受けることで、医療機関や調剤薬局への支払いを自己負担限度額までとすることができます。
子どもが生まれたら	加入者が出産する場合、医療機関で直接支払制度利用の手続きをしないと出産育児一時金が市から医療機関へ支払われます。なお差額がある場合は、市への申請が必要です。
死亡したら	加入者が死亡した場合、市への申請により葬儀執行人に対し葬祭費が支給されます。
医療費などを全額支払ったら	保険証を提示できなかった場合や医師が認めた装具を作った場合、また柔道整復やあんま・マッサージ、はり・きゅうにかかった場合で、医療費など全額を支払ったときは、市への申請により、審査決定した額から本来の自己負担額を差し引いた額が支給されます。
交通事故などに遭ったら	交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によりけがをした場合は、市への届け出により、保険証を使用して医療機関で治療を受けることができます。
海外で医療機関にかかったら	海外でやむを得ず医療機関にかかった場合、市への申請により、日本国内での保険適用治療を基準に審査決定した額から自己負担額を引いた額が支給されます。受診した医療機関が記載した診療内容の明細書や領収書および和訳などが必要です。治療目的の場合などは対象外です。

国保制度で受けられる給付

保険証の提示により、どの医療機関でも給付は自動的に行われます。窓口で自己負担額を支払うことで、残りの医療費は国保から支給されます。他にも国保では、次のような給付を行っています。